

「いわての新しい観光推進事業業務」

企画コンペ実施要領

令和 2 年 9 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわての新しい観光推進事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがありえますので、御理解をいただいた上で、御応募ください。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

いわての新しい観光推進事業業務 一式

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

19,190千円（税込）

2 コンペ参加者の資格要件

参加資格者は、以下に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが、参加要件を満たす者であること。（単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

また、共同提案する場合は、代表者を定めた上で企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (6) (5)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。（県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。）

3 企画コンペ参加手続き等に関する事項

(1) 問合せ先・応募書類等提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁2階
岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室 国内観光担当
TEL:019-629-5574 FAX:019-623-2001 E-Mail:AE0006@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載し、交付する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) ⇨ 「入札・コンペ・公募情報」

《交付資料》

- 資料1 企画コンペ実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 令和2年9月16日（水）午後5時（必着）
- ② 受付場所 (1)に同じ。
- ③ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、電子メールにより提出すること。
- ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載し、回答する。
- ⑤ 回答期日 随時回答するものとし、令和2年9月18日（金）を最終の回答期日とする。

(4) 参加届出書類の提出

コンペ参加者は、①に定める書類（以下「参加届出書類」という。）を、②に定める期限までに持参又は郵送により提出すること。

① 参加届出書類

【様式2】企画コンペ参加届出書

【様式3】会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

※ 共同提案する場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式3】を提出すること。

② 参加届出書類は、下記提出期限までに、(1)まで提出すること。

〔提出期限〕 令和2年9月16日（水）午後5時（必着）

- ③ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ④ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、上記提出期限までに必着のこと。
- ⑤ 提出期限までに参加届出書類を提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ⑥ 参加届出書類における虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペへの参加を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、5(2)①に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

4 企画コンペ提案書等に関する事項

(1) 企画コンペ提案書等の提出

- ① コンペ参加者は、以下に定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を、②に定める期限までに持参又は郵送により提出すること。

なお、審査の結果、受託候補者として選定された者は、契約締結後に、県と協議・調整を行った上で、事業実施することとなり、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがある。

ア 企画提案書 7部

※ 資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容について、下記の事項を明確に記載したものとすること。

- ・ 具体的な実施内容及び実施方法（仕様書に掲げる事業内容毎に整理して作成）
- ・ 作業及び事業実施スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 再委託等の有無及び予定

※ 企画提案書はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね30枚以内、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

※ 提出する企画提案書はコンペ参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の総額は、1(4)に定める委託料の上限額を超えないものとする。

※ 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

イ 費用積算内訳書 7部

※ 企画提案書とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明確に記載したものとすること。

※ 積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- ② 企画コンペ提案書等は、下記提出期限までに、3(1)まで提出すること。

〔提出期限〕 令和2年9月25日（金）午後3時（必着）

- ③ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日の9月25日（金）については、午後3時までとする。
- ④ 郵送の場合は、封筒の表に「企画コンペ提案書等在中」の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、上記提出期限までに必着のこと。
- ⑤ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ⑥ 一度提出した企画コンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 企画コンペ提案の無効

2及び(1)⑤に定めるところにより参加することができない者の提案並びに次の①から④までのいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とする。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ 1(4)に定める委託料の上限額を超えた提案
- ④ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催（予定）

- ① 開催日 **令和2年9月30日（水）**
- ② 開催場所 いわて観光経済交流センター会議室
（盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号「マリオス」3階）

③ 開催方法等

審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、県に事前に連絡するものとする。なお、追加資料等の提出は一切認めない。

※ プレゼンテーションの順番は、企画コンペ提案書等の提出受付順とする。

※ プレゼンテーションの時間は1者当たり30分（説明15分、質問15分）とする。なお、都合により1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

※ コンペ参加者が5者以上であった場合は、審査委員会において企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

- ① 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委

託契約締結に当たっては、企画コンペ提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

② 審査結果は、受託候補者の決定後、速やかにコンペ参加者に郵送により書面で通知する。

③ ①の契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 企画コンペ参加の辞退

① コンペ参加予定者が企画提案の審査（プレゼンテーション）に参加しない場合は、**審査委員会の開催日の前日の午後5時（必着）**までに、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)まで持参又は郵送により提出し、申し出ること。

② ①により企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について、不利益な取扱いを受けることはない。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせて、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

7 公正な企画コンペの確保

(1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で、参加意思及び提案内容について他のコンペ参加者といかなる相談も行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければならない。

(3) コンペ参加者は、受託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対し、企画コンペ提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、コンペ参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペの参加に要する経費は、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

| 実施事項 | 日 程 |
|--------------------|----------|
| 企画コンペ参加届出書等の提出期限 | 9月16日（水） |
| 実施要領等に関する質問票の提出期限 | 9月16日（水） |
| 実施要領等に関する質問票への回答期限 | 9月18日（金） |
| 企画コンペ提案書等の提出期限 | 9月25日（金） |
| 企画提案審査委員会の開催 | 9月30日（水） |
| 受託候補者の決定、審査結果の通知 | 10月上旬頃 |
| 契約締結 | 10月中旬頃 |

【様式 1】

| | |
|----------|-------|
| 会社名等： | _____ |
| 担当部門： | _____ |
| 担当者： | _____ |
| メールアドレス： | _____ |
| TEL： | _____ |
| FAX： | _____ |

実施要領等に関する質問票

いわての新しい観光推進事業業務

| No. | 資料名称 | 該当項目(該当頁) | 質問内容 |
|-----|------|-----------|------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

〔留意事項〕

- ・ 資料名称の欄には、質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- ・ 提出期限内に提出すること。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として、電子メールで送付すること。（送付先メールアドレス：AE0006@pref.iwate.jp）
- ・ 1つの質問項目につき1行を使用すること。

【様式2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

企画コンペ参加届出書

「いわての新しい観光推進事業業務」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「2 コンペ参加者の資格要件」に定める次の内容について虚偽がないことを誓約します。

記

- 1 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- 5 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 6 5までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 7 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 8 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。（県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。）

【様式3】

会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

| | | |
|----------------------------------|----------------|------------------|
| 商号又は名称 | | |
| 代表者職氏名 | | |
| 所在地 | | |
| 設立年月日 | | |
| 資本金 | | |
| 直近の年間売上高 | | |
| 従業員数 | | |
| 業務内容 | | |
| 会社の特色 | | |
| 過去3年間の事業の実績（主なもので可。資料等があれば、添付可。） | 発注者 | 受注事業内容（受注年、受注内容） |
| | 岩手県 | |
| | 岩手県以外の官公庁・公共団体 | |
| | 民間 | |
| 【本申請の窓口となる担当者名】 | | |
| 所属 | | 電話 |
| 職 | | FAX |
| 氏名 | | E-Mail |

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、添付すること。

【様式4】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

「いわての新しい観光推進事業業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

